

令和 7 年度革新的な省CO2型環境衛生技術等の 実用化加速のための実証事業 (下水処理のDX及び省エネ化に関するFS事業) 公募要領

令和 7 年 8 月
環境省地球環境局

日本は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするネット・ゼロの実現、そのために2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指すこととしています。

環境省では、この実現に向けて、我が国の革新的技術に基づく技術実証等に取り組み、安全・安心な衛生環境創出等の新しいライフスタイルに資するCO2削減技術等の実用加速化を行っています。

令和 7 年度事業の実施者を本要領により募集しますので、応募に当たっては熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目 次

1. 本事業の目的及び性格
2. 公募対象テーマ等
3. 応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

1. 本事業の目的及び性格

(1) 目的

我が国は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするネット・ゼロの実現、そのために2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指すこととしています。

また、新型コロナウイルス感染拡大後、社会環境は大きく変化しており、衛生環境への関心の高まりやライフスタイルのデジタル化が加速化しています。このため、新たな社会環境における脱炭素社会の実現に向けて、革新的な環境衛生技術やデジタル技術の開発・実証により、エネルギー消費に伴う排出CO2を削減し、デジタル化された安全・安心な衛生環境を創出することが重要です。

一方、CO2排出削減に貢献する技術開発は、開発リスク、収益性及びインセンティブ等の観点から、民間の自主的な技術開発に委ねるだけでは必ずしも十分に進まない状況にあります。このため、国の政策上必要な、CO2排出量を大幅に削減する技術の開発・実証を、国が主導して推進していくことが必要不可欠です。特に、第6次環境基本計画における「地域循環共生圏」の概念の下、脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会の構築に寄与する技術開発を支援することが極めて重要です。

本事業は、下水処理におけるデジタル技術の活用による省エネ化に資する技術の開発・実証に関する実現可能性調査・検討（以下「FS」という。）を実施し、新たな社会環境における脱炭素社会の早期実現に繋げることを目的とします。

(2) 財源

本事業は、エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）による予算を財源としています。特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の規定により、用途は国内のエネルギー起源CO2排出量の削減に貢献する、再生可能エネルギーや省エネルギー等の技術開発・実証に限定されます。

このため、例えば、非エネルギー起源のCO2排出量の削減、CO2以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC等）の排出量の削減^{※1}、森林等の吸収源、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する技術開発・実証のFSは、本事業の対象となりません。また、海外で行う技術開発・実証も対象となりません^{※2}。

※1 エネルギー起源CO2の排出量削減に関する技術開発・実証であって、CO2以外の温室効果ガスの排出抑制にもつながるものは対象となります。

※2 国内で行う技術開発・実証であって、JCM（二国間クレジット制度）の活用にもつながるものは対象となります。

2. 公募対象等

(1) 本事業の対象について

本公募では、下水処理におけるデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）及び省エネ化に資する技術開発・実証、実用化・社会実装の想定をあらかじめ設定し、その実現可能性を提示するためのFSを実施する事業者を募集します。採択に当たっては、審査委員会による審査を行います。

<下水処理のDX及び省エネ化に関するFS>

人手不足や施設老朽化だけではなく、脱炭素化の対策としてもDXが期待される水処理分野において、設備稼働や需要量等について蓄積されたデータを活用し、AI、IoT、センサー等のデジタル技術を組み合わせることなどにより、水処理に係るCO2排出削減を図ることが必要です。他方、閉鎖性海域において栄養塩類の不足による水産資源への影響が指摘されている水域があることから、下水処理施設において、排水中の栄養塩類の状況を望ましい状態に維持するための能動的な運転管理（以下、「能動的運転管理」という。）を可能とするため、デジタルを活用し、DXとCO2排出量の削減を実現することが期待されます。そこで、本事業では、「下水処理における能動的運転管理×デジタル活用×脱炭素」を対象テーマとし、それに関する早期の社会実装の絵姿及びそれに必要な技術とその開発・実証等の課題仮説・取組みを想定した上で、その実現性・実施可能性を示唆するためのFSとして、調査、机上検討及びデータ取得等を実施する事業を対象とします。

なお、想定する技術は以下のすべての項目を満足するものであることが想定されます。

- ・ 基礎的な部分が確立した新しい技術・システムであること。
- ・ 本事業のFSにて実現可能性が示唆された場合、国内におけるCO2削減効果について実証実験を通じて検証可能であること。
- ・ 国内において、任意の地域・社会への貢献等に資するものであること。

例えば、処理対象の水質を予測して曝気量を自動制御し、能動的運転管理を可能とすることで、排水の栄養状態を調整することによって、エネルギー消費を低減する実証等が想定されます。そのような技術によるCO2削減可能性、技術的・社会的課題、必要な技術開発・実証方法の仮説を想定した上で、その不確実性に基づくトールゲートを設定し、本事業において、技術開発・実証の具体的な方式、ステップ、費用、体制や、普及展開による定量的な効果、ユーザーニーズ、ビジネスモデル等の見込みを精査し、実現可能性に関する知見を得ることを想定します。なお、アプローチ方法としては、デスクトップ調査やシミュレーションに加え、現地調査や試験機器・プログラムの構築等により、データを取得すること等も想定されます。また、効果の検討については、社会実装した際のCO2削減コストに対するCO2削減量に加え、地域環境・経済への波及効果なども含めることも想定されます。

採択に当たっては、審査委員会において審査を行います。

(2) 予算額について

本要領により公募するFSの予算額は、最大5千万円です。

(3) 事業実施期間等について

本要領により公募するFSの実施期間は単年度（令和7年度のみ）とします。

ただし、天災等の不可抗力により事業の進捗が大幅に遅れ、その遅れの取戻しに努力しているものの、当初の実施期間のままでは所期の成果の達成が困難な状況であるが、実施期間を延長することによって所期の成果が生み出される十分な見込みがあると認められる場合には、事業の実施期間全体の予算を増加させないことを前提に最大1年度の延長を認めることがあります。

(4) その他

FSの成果について、令和7年度内に予定する委員会において報告していただきます。

3. 応募要件及び実施体制

(1) 事業に参画する者の要件

本事業に参画する者は、国内の技術開発機関等に所属している技術開発者等とします。
ここで「技術開発機関等」とは、以下に該当する者とします。

- ア 国立又は独立行政法人と認められる研究開発機関
- イ 大学、高等専門学校
- ウ 地方公共団体の研究開発機関
- エ 民間企業
- オ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの
- カ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの
- キ その他支出負担行為担当官（環境省地球環境局長）が適当と認める者

※技術開発代表者（代表者）が所属する機関等が設立から3年未満の場合は以下の要件を満たすことを条件とします。

- a. 当該分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。
- b. 経営基盤として原則、以下に該当しないこと。
 - ・破産、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てを受けている、又はしている。
- c. 開発を実施できる体制があること。
- d. 技術開発・実証のFSを当該機関が実施するに当たり、FS上のリスクを当該機関に対する出資者が理解し、出資比率に基づく責任分担等を明確にできること。

また、「所属」とは、非常勤・常勤は問わず職員として従事していることとします。ただし、代表者は常勤である必要があります。招へい者の場合は、外国からの長期間の招へいの場合のみ所属と見なし、事業に参画できるものとします。

事業に参画する方として登録いただく方については、5%以上のエフォートを原則とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意してください。

また、事業に参画する方は、あらかじめ、次の各事項についてそれぞれの所属する技術開発機関等の代表者の承認を得てください。

- ・提案に係る課題を所属する技術開発機関等の業務（公務）として行うこと。ただし、国立又は独立行政法人と認められる研究開発機関に属する参画者に係る承認については、この限りではない。
- ・技術開発機関等の経理担当部局が事業費の管理を行うこと。

(2) 事業の実施体制

事業は複数の技術開発機関等による共同事業又は単独の技術開発機関等による事業のいずれの形態で行うことも可能です。ただし、応募いただく課題に対応した実施体制であることとともに、技術開発・実証に関するFSの実施に向けた社内外のコンセンサスの形成が重視されることに留意してください。

事業の実施体制は、応募する事業ごとに技術開発代表者を決めてください。代表者は、年齢・役職等は問いませんが、上記（1）に示した技術開発機関等に、常勤で所属している方とします。1人の技術開発者による事業の場合は、当該技術開発者が代表者となります。共同事業の場合には、代表者が所属する機関以外の技術開発機関等を共同実施者とします。なお、共同実施者としては、個人で技術開発を実施する方も認められます。

代表者は、技術開発事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。代表者は、事業が採択された

後、円滑な事業の推進と目標達成のために、技術開発参画者を代表して事業の取りまとめを行うとともに、技術開発参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、技術開発の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

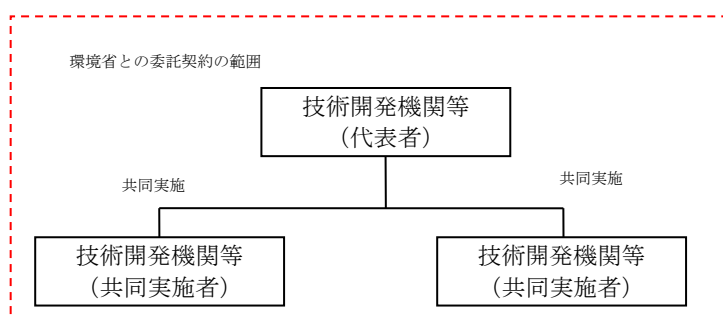
このため、技術開発代表者の所属する機関においては、本来、これらの事務について迅速に対応できる体制を有していることが必要です。

なお、事業の実施体制は、人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない技術開発機関等を途中で追加する等の変更は原則としてできません。

また、複数の事業者等を実施体制に含めようとする場合には、当該事業者等は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。

なお、必要に応じて、技術開発経歴のある専任のプログラムオフィサーを環境省及び事務局において事業ごとに配置する場合があります。プログラムオフィサーは事業管理の観点から、事業の進捗状況の確認、評価結果の反映状況のフォロー等を行って、必要に応じ事業計画等に対して指導、助言を行います。したがって、事業の実施に当たっては、事業に関する情報をプログラムオフィサーと逐次共有するなど連携を図ることが求められます。

事業の実施体制（例）



4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね次のとおりとすることを予定しています。



○審査委員会による書面審査について

審査委員会における書面審査では、「環境省研究開発評価指針」(<https://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>)を踏まえて、審査委員が下表に示す観点から採否等について審査します。

項目	確認事項
① 技術課題の妥当性	- 本事業の目的・趣旨と合致しているものとなっているか。 - 社会的・技術的課題の仮説が的確に設定され、その解決のための技術開発・実証の妥当性・実施可能性について、FSにより具体的に検証される見込みがあるか。 - FSにて実現可能性が示唆された場合、事業終了後、技術開発・実証に向けた計画が具体的かつ合理的に立案される見込みがあるか。
② 技術的意義	- FSの対象とする技術課題に開発・実証要素（新規性（先導性）、実用性、発展性）があるか。 - 既存技術や現在開発中の競合技術より技術的革新性又は優位性、経済的優位性があるか。 - または、FSにおける詳細な調査・検討により、上記の事項が具体的に示される見込みがあるか。
③ 政策的意義	「地域循環共生圏」の構築と「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」で掲げる早期の脱炭素社会の実現に有効と考えられる技術課題か。 - 国の地球温暖化対策上の政策的必要性（対策強化につながるか、対策コストの低減につながるか等）が高いか。
④ 目標設定・達成可能性	FSの成果目標（技術とその社会実装の想定に関する適切な課題・仮説とその検証指標（ツールゲート・アウトプット等））と検証手段は具体的に設定され、妥当かつ十分であるか、目標の達成が見込まれるか。
⑤ 実施体制・実施計画	- 代表者が所属する機関や共同実施者が調査や開発に取り組めるだけの経営基盤や技術開発力等の技術基盤を有しているか。 - 実施体制・計画が、実施内容や目標に対して妥当であるか。 - 適切なマネジメントが見込まれるか。 - 直近3年間、税の滞納がないこと。 【コア重要技術等を含む旨の申告がある場合のみ】コア重要技術等を特定し、その流出を防止するための具体的な取組が実施されることが見込まれるか。^{※2} 【加点点要^{※1}】主たる要素技術を担当する技術開発機関等が、組織全体として経済安全保障や技術流出防止に係る優良な取組を実施しているか。^{※2}

	・ 【加点点要^{※1}】技術開発機関等が組織全体としてカーボンニュートラル実現に向けた取組を実施しているか。^{※3}
⑥ 技術の事業化・普及の見込み	・ 社会的・技術的課題の仮説に基づき、2030年における、実用化の見込み、地域・社会への波及効果を想定し、FSIにおいてその実現性を検討する提案になっているか。特に、普及によるCO2削減効果をはじめとする環境配慮の可能性を提示・推計する提案になっているか。（CO2削減効果に加え、その他の環境影響性や地域への波及効果についても検討する場合は加点的に評価する。） ・ 早期の事業化及びその後の普及が見込まれるか。 ・ 現時点で、技術の普及による社会全体でのCO2削減効果が相当程度見込まれる想定が置かれているか。 ・ 社会受容性や周辺インフラ・規格を考慮した検討がなされているか。 ・ 競合技術、競合他社等が的確に分析・整理され、その解決策について具体的に提案されているか。
⑦ 総合評価	・ ①～⑥の観点に加え、経費の妥当性等、それ以外の観点も含めた総合評価。

※1 該当する場合、各項目の審査において考慮され、通常より高い評価を得られることが見込まれる確認事項です。なお、必須項目ではないため、これらに該当しない場合に不利になることはありません。

※2 詳細については、5. (14) を御参照ください。

※3 詳細については、5. (16) を御参照ください。

審査結果は10点満点の評価点で示され、問題ない水準（採択しても良い水準）を6点とします。評価点の算出に当たっては、①～⑥（10点満点）の平均及び⑦（10点満点）のそれぞれの2分の1を合計します。また、経費の妥当性についても別途評価されます。

○採択事業の決定について

事業の採否及び委託額の決定は、審査委員会による審査・議論を基に行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合、応募内容（課題名等）も変更される場合があります。なお、不採択の理由等に関する問合せについては、回答できかねますので、御了承ください。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 既助成課題の応募の禁止

環境省を含む他の助成事業等により実施中の事業（応募時点で助成が決定しているものを含む。）と内容が類似している事業案については、本事業に応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じFS事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちに事務局に御連絡ください。（連絡先は「7. その他」参照）

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の公募事業担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 代表者の変更等の措置

代表者は、採用、転出、転任等の事由により所属する技術開発機関等を変更する場合又は事故、病気、長期の出張その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得た上で、委託事業の規定に沿った手続が必要となります。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、契約の解除、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 経費の適正な管理について

各技術開発機関等の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各技術開発機関等は経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。また、これについて、代表者は各技術開発機関等に周知する必要があります。公的開発費の管理・監査に必要な体制等を整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該機関では本事業を実施できないことがあります。各技術開発機関等は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により環境省が指定する場合は、委託開発費の支払い方法の変更や経費の縮減等の措置、本事業の体制の見直し等に従う必要があります。また、環境省による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

(5) 事業の中止等の措置

代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。事業者都合による中止の場合、環境省から支払った委託費の全額又は一部を返還いただく場合があります。

(6) 予算の繰越制度について

予算の繰越制度とは、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要がある、次の事由に該当すると認められる場合には、財務省の承認を前提として、予算を翌年度へ繰り越すことができる制度です。

① 計画に関する諸条件

公共施設の管理者等との調査・検討場所や導入する設備の種類等に係る調整に時間がかかるなど、計画の策定までに時間を要することがあり、事業全体が遅延する場合

② 設計に関する諸条件

評価委員会の意見も踏まえ技術開発設計を決定するため、設計段階において、当初想定しない新たな条件・装置等の仕様を再検討するといった不測の事態が発生する場合

③ 気象の関係

FSのためのデータの取得等において必要な装置等の設置工事等を開始したのちに、風雪・台風等の影響により作業が難航するなど、工事にあたって不測の日数を要する場合

④ 資材の入手難

FSのためのデータの取得等において特殊な機材・資材を要する場合で、市況等によりそれらの確保が困難な場合

(7) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、事業者との協議により、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業終了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者に発表いただく場合がありますので、御了承ください。

また、上記に限らず、本事業の実施内容については、本事業の範囲外においても積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、公表内容について事前に環境省に確認する必要があります。公表の際には、環境省「革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業」で実施している又は実施していた、同環境省事業の成果を活用している等の旨を、一般にとって分かりやすい形でその都度明示する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、必ず回答する前に環境省に確認してください。事業終了後、実施内容・成果の公表、実用化・製品化・社会実装等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守してください。

なお、本事業の範囲において特許出願、学会の発表及び参加、シンポジウムの開催等が必要となる場合は、環境省から別途指示を行います。特許出願については、産業技術力強化法第17条に基づき、所定の手続きにより、日本版バイ・ドール制度の適用を認めます。

(8) 事業資料等の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や実施中の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要等を明記した資料の提出等を適宜求めることとしています。また、採択後、FS成果の活用に関する計画書の作成等を求める場合があります。この点に御対応いただけない方は、本事業への応募を御遠慮ください。

(9) 検討会の実施について

事業の進捗管理及び成果の活用に向けた計画・戦略等の検討のため、事業期間中に1回程度の検討会を実施する場合があります。代表者には検討会を主催していただきますので、御了承ください。

(10) 計上できる経費について

計上できる経費は16～18ページのとおりです。

(11) 事業終了後の実用化・製品化・社会実装について

本事業が対象とする技術については、本事業によるFSの成果を事業終了後に技術開発・実証等に活用することで、早期の実用化・製品化・社会実装が見込まれるレベルの成熟度にあることが求められます。基礎研究段階である場合等は、原則本事業の対象として認められません。なお、環境省から事業終了後の実用化・製品化・社会実装に向けた助言や支援に係る取組等を行う可能性がありますので、御了承ください。

(12) 事業終了後の調査等への協力について

事業終了後に、FSの成果の活用状況等について、フォローアップ調査、ヒアリング等への御協力をお願いする場合があります。御了解いただけない場合には応募を御遠慮ください。

なお、事業期間（環境省との契約期間）が終了しているため、これらに要する費用を本事業の経費として支出することはできません。

(13) 本事業における委託事業の性質について

本事業における委託事業は、試験機等を用いてデータを収集し、知見を得た成果を環境省に報告いただき、その対価として環境省が委託費を支払う契約行為です。また、その後の社会実装につなげる事業である必要があります。本事業の目的に合致する事業を環境省の代わりに実施するものであり、環境省の求めに応じて事業を実施する必要があることに留意してください。

(14) 経済安全保障に係る対応について

本事業では、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～ 国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」（令和6年6月4日 経済安全保障法制に関する有識者会議）

（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai10/siryou4.pdf）を踏まえ、我が国の技術優位性の強化を目指す技術領域及び将来の我が国の技術優位性の創出を目指す技術領域における技術流出防止策を講じることとしています。

本事業への応募に当たり、対象となる技術領域^{※1}におけるコア重要技術等^{※2}のうち非公知のものに関する技術開発・実証に関するFSを提案中に含む場合は、応募書類の所定の箇所で必ずその旨申告してください。その上で、当該コア重要技術等を特定し、その流出を防止するための具体的な取組（以下「技術流出防止措置」という。）^{※3}についても応募書類に記載してください。上記の申告を行った提案は、コア重要技術等の特定及び技術流出防止措置の適否について審査されるとともに、採択された場合は、中間評価においてその履行状況について確認を受けることとなります。

なお、コア重要技術等の特定及び技術流出防止措置の内容が不十分と判断される場合は、不採択となる場合があります。事業実施期間中においても、技術流出防止措置が適切に講じられていない場合や、コア重要技術等の流出が発生し、又はそのおそれがある場合は、事業の中止の判断が下る場合があります。

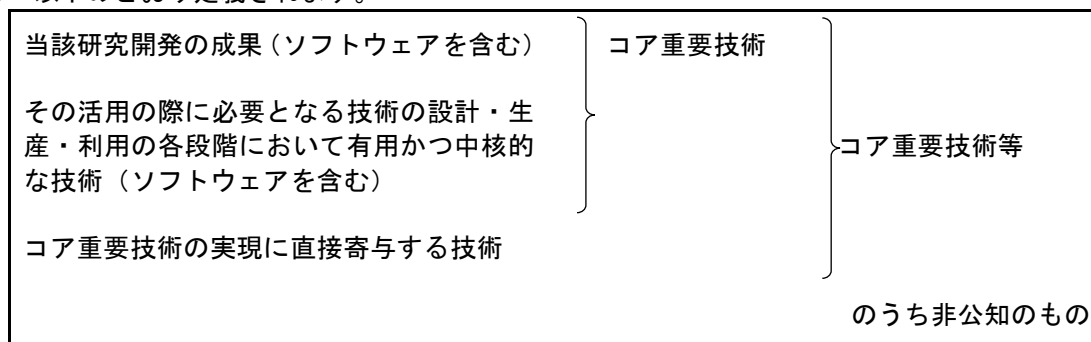
また、本事業では、組織全体としての経済安全保障や技術流出防止に係る取組^{※4}の実施を奨励します。上記のコア重要技術等に係る申告の有無によらず、主たる要素技術を担当する技術開発機関等がこのような取組を実施している場合は、希望に応じて応募書類にその内容を記載してください。当該取組の内容が優良であると認められる場合は、審査において考慮します。

※1 主に以下の技術領域を対象とします。具体的には、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）

（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin3.pdf）第1章第3節（2）に記載されている技術領域が幅広く対象となります。

- ・ 破壊的技術革新が進む技術を始め、将来の技術優位性の創出を目指す技術領域
- ・ 我が国が技術優位性を持つ技術領域（ただし、認定された供給確保計画の対象となる特定重要物資等を除く。）

※2 以下のとおり定義されます。



【各用語の定義】

- ・ 「当該研究開発の成果」：国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術（技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの）
- ・ 「研究開発成果の活用の際に必要なとなる技術」：研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要なとなる研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等。
- ・ 「設計の段階において有用かつ中核的な技術」：設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術
- ・ 「生産の段階において有用かつ中核的な技術」：生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術
- ・ 「利用の段階において有用かつ中核的な技術」：利用の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術
- ・ 「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」：その技術を知ることによってコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当。

【コア重要技術等の具体的なイメージ例】

- ・ ○○素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件
- ・ ○○プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータ

など

※3 以下の（ア）～（ウ）の取組が行われることを要件とします。

（ア）コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等を含む。）を整備すること。

（イ）コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業禁止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）における管理

本事業の技術開発機関等（代表実施者及び共同実施者）ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることが求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請

代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）及び下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の諸規定に十分配慮すること。

※4 例えば、以下のような取組が該当します。

- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく技術情報管理認証（TICS）を受けていること。
- ・ 「経済安全保障上の課題への対応（民間ベストプラクティス集）」（経済産業省 貿易経済安全保障局 経済安全保障政策課 技術調査室）（https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/best_practice.pdf）に示されている事例のうち、国内における技術流出の対策や組織体制の構築に係る取組を行っていること。
- ・ その他上記に準じる取組を行っていること。

(15) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^{※1}が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型^{※2}に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供するには、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図、仕様書、マニュアル、試料、試作品等の技術情報を、紙、メール、CD、DVD、USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので御注意ください。なお、**本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合その他先端的な技術に関連する機微情報の流出のおそれがあると認められる場合には、契約を締結しない、契約の全部又は一部を解除する、交付決定の全部又は一部を取り消す等の対応を行うことがあります。**

安全保障貿易管理の詳細については、下記を御参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター モデルCP
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第2

5条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

(16) カーボンニュートラル実現に向けた技術開発機関等の取組について

本事業では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けた取組の底上げを図る観点から、本事業に応募する技術開発機関等が組織全体として以下の①～④の取組を実施している場合は、審査において考慮します。これに該当するときは、応募書類の所定の箇所に必要事項を記載してください。

①2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減目標の設定

2050年のカーボンニュートラル達成（Scope 1+2）を目標として設定している場合を標準とし、目標年限の前倒し、野心的な中間目標（例：2013年度比2030年度46%超の削減）、Scope 3の削減目標等を設定している場合は、その内容に応じて評価します。ただし、目標は原則として公表されているものとします。

②デコ活応援団（官民連携協議会）への参画

詳細については、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）のウェブサイト（<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#council>）を御参照ください。

③デコ活宣言の実施

詳細については、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）のウェブサイト（<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#join>）を御参照ください。

④エコ・ファースト制度の認定取得

実施体制にエコ・ファースト認定企業（グループで認定を受けている場合は、該当するグループに属する企業を含む。）となっている技術開発機関等が含まれる場合は、上記①～③の取組を全て満たしているものとみなします。詳細については、エコ・ファースト制度のウェブサイト（<https://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/>）を御参照ください。

○委託事業

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、以下のとおりです。

＜委託事業の経費の区分＞

直接費	人件費	人件費	事業に直接従事する者の人件費 ・技術開発者本人、機関で直接雇用する研究員の給与及び法定福利費、通勤手当、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託業務に係る退職手当等 ・他機関からの出向技術開発者の経費等
	業務費	諸謝金	事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等 ※個人に委嘱するものを想定
		旅費	旅費に関わる以下の経費 ・事業を実施するに当たり技術開発者及び補助員（学部学生・大学院生を含む。）の外国・国内出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・外国からの技術開発者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ・技術開発者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等
		会議費	事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する経費 （委員会開催費、会議等に伴う飲食代等）
		消耗品費	業務に直接必要な物品の購入費 ・取得価格が200,000円未満の物品 ・取得価格が200,000円以上の物品であって、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品 （試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）
		借料及損料	業務に直接必要な機械器具等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催に当たって必要な会場借料、土地等の不動産の借料など ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、園場借料 ・技術開発機関内の施設・設備使用料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。）等（ただし、公共交通機関を利用することが合理的でないと認められる場合に限る。） ・リース期間は原則法定耐用年数とし、リース料金は環境省事業実施期間中のみ認められる（日割りにより、事業実施期間中の経費を算出すること。） ※受託者の事務所の家賃や共用部等、委託業務のみに使用していると認められない経費については計上できない。
		賃金	業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与 ・リサーチアドミニストレータ、リサーチアシスタント

		・技術開発補助作業を行うアルバイト、パート ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員 等
	通信運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）
	光熱水費	事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
	印刷製本費	事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費（チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代、論文別刷り代等）
	雑役務費	業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に必要な経費 ・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の経費 ・設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の経費 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の経費等 ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・実証事業成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）） ・保険料（事業に必要なもの。実証試験中の対物・対人事故をカバーする賠償責任保険等） ・薬事相談費 ※業務の性質上、一般管理費を含む雑役務費は、一般管理費の算定根拠から除くこと。
	外注費	業務に直接必要な経費のうち、受託者が直接行うことが出来ない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費 原則として、直接費（人件費＋業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超える額を外注費として計上することはできません。
	共同実施費	業務を実施するに当たって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。 ※共同実施費については、直接費（人件費＋業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超えて計上可能。
間接費	一般管理費	委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。 （受託者の内部規定等で定める率、合理的な方法により算出したと認められる率、または環境省が定める率を直接経費より外注費・共同実施費を除いた額に乗じて得た金額以下）
消費税		上記計の10%

※委託事業において、原則備品費の計上は認めておりません。

※原則、原状回復のための費用を計上してください。

※原則、開発した設備・機器等の終了後の自治体等への譲渡は認めておりません。

※委託業務以外の業務にも使用することができる汎用品（例：ノートPC、ソフトウェア等）は、当該業務のみで使用する事が明らかな場合は計上できません。

※振込手数料については、各経費の区分に含めることとし、上記に示す算出方法により難しい場合及び上記の費目以外の経費で、委託業務に直接必要と認められる経費について、環境省担当官と協議の上、計上を認める場合があります。

※このほか、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」（令和6年3月環境省大臣官房会計課）（<https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf>）等によります。

6. 応募書類及び手続

応募に当たっては、下記①～⑤の資料を事務局（株式会社価値総合研究所）メールアドレスにまとめて送付してください。なお、①及び②については、PDF 等に変換せずにそのままのファイル形式で送付してください。

受付期間：令和 7 年 8 月 25 日（月）～ 9 月 16 日（火）17 時

提出先：vm-tech[atmark]vmi.co.jp

- ① **【申請書】令和 7 年度革新的な省 CO2 型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業（下水処理の DX 及び省エネ化に関する FS 事業）**
- ② **【提案資料】令和 7 年度革新的な省 CO2 型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業（下水処理の DX 及び省エネ化に関する FS 事業）**
- ③ **実績資料（様式任意）**
※代表者が所属する機関の事業概要やこれまでの技術開発等の実績が分かる資料（簡易なもので差し支えありません。）。
- ④ **直近 3 年間の納税を証明する書類**
※代表者が所属する機関等の直前 3 年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その 1・納税額等証明用））。
※法人税法上、免除されている機関については本資料の提出は不要です。
- ⑤ **十分な技術開発体制が確認できる資料（設立から 3 年未満の機関のみ）**
設立から 3 年未満の提案者は 5 ページに記載された a. ～ d. の各要件を満たすことを確認できる資料を提出してください（様式任意）。

◎電子メール受領の確認

上記①～⑤の受領を事務局で確認した後、送信元のメールアドレスに受領した旨を返信します。事務局メールアドレスに送信後、数日が経過しても返信がない場合、うまく送受信されていない可能性があります。その場合、事務局まで電話でお問い合わせください（電話番号は「7. その他」参照）。

上記①～⑤の提出が全て整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか 1 つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とは見なしませんので御注意ください。また、応募書類の作成に当たっては、必ず様式の記載内容及び作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に事務局で受け取った書類のうち、遅延が事務局の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

○注意事項

・ 応募書類様式のダウンロード	・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
・ ファイル種別	・ 提案書類は以下のバージョンで作成されたものでないと、うまく表示できない場合がありますので御注意ください。 ○ Word 2010以降 ○ PowerPoint 2010以降
・ 画像ファイル形式	・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく表示されない可能性があります。
・ 提案書アップロード	・ 応募できるファイルの最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルはメール1件の容量が10MB未満になるよう分割して送付を行うか、事務局に問い合わせてください。
・ 提案書の修正	・ 提案書類は、期限後の修正を原則受け付けておりません。不備がある場合のみ事務局から連絡します。
・ 受付状況の確認	・ 提案書の受理確認は、電話で行ってください。（問合せ先は「7. その他」参照）
・ その他	・ 契約事務に関するトラブルを避けるため、<u>所属機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部局長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。</u> また、<u>国立又は独立行政法人と認められる技術開発機関等に所属する研究者が応募する場合（共同実施者として参画する場合を含む。）は、応募内容が所属機関の既存の事業及び所管府省の既存の事業と重複していないことを確認してください。確認せずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。</u> ・ 提案者が公募期間中の災害等の影響により、期限までに提出できなくなった場合は、事務局に問い合わせてください。（問合せ先は「7. その他」参照） ・ 原則、持込みによる提出は受け付けておりません。

（１）提出に当たっての留意事項

代表者が責任を持って事務局への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は、返還しません。

（２）特許権等の取扱い

特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うも

のとします。また、このほか著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

(3) その他参考資料

その他、以下の資料を参照してください。

- ・ 今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定）を参照のこと。
<https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>
- ・ 評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針」（平成29年7月14日環境省総合環境政策統括官決定）を参照のこと。
<https://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>
- ・ 不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金における不正使用及び不正受給に係る研究費の執行停止、応募資格の制限及び研究費の返還等に関する規定」（平成29年7月14日環境省改正）に準じて行います。
https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/rule/pdf/h290714fuseisiyou_kitei.pdf
- ・ 公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）を参照のこと。
<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>
- ・ 研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）を参照のこと。
<https://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu52/siryo2-1.pdf>
- ・ データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、「競争的研究資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成29年7月14日環境省改正）に準じて行います。
<https://www.env.go.jp/content/900498005.pdf>

7. その他

公募全般に対する問合せは、電子メールでお願いします。電子メールの件名（題名）は「令和7年度革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業（下水処理のDX及び省エネ化に関するFS事業）に関する問合せ」としていただきますようお願いします。

また、公募全般に関する事務的な問合せではない、個別具体的な応募内容に関する問合せや相談については、原則お答えできません。

＜本公募に関する事務的な問合せ先＞

事務局

（株式会社価値総合研究所 ポリシーエンジニアリング事業部）

電話：03-6880-2018

E-mail：vm-tech[atmark]vmi.co.jp